

基本報酬および主な各種加算（児童発達支援）について （令和6年5月1日より）

① 基本報酬

	基本報酬
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分1 : 652 単位 (30分以上1時間30分以下) ・ 区分2 : 671 単位 (1時間30分超3時間以下) ・ 区分3 : 707 単位 (3時間超5時間以下)

② 加算項目

ア 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
専門的支援体制加算	82 単位	左記の1割	作業療法士や言語聴覚士などの専門職または、保育士・児童指導員になってから5年以上の経験がある職員が配置されている場合に加算されます。
専門的支援実施加算	150 単位 (原則4回を限度)	左記の1割	理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合、利用日数等に応じて原則4回/月、最大6回/月を限度に加算されます。(放デイは利用日数に応じて月2回から最大月6回を限度とします。)
児童指導員等加配加算	児童指導員等を配置 ① 常勤専従・経験5年以上 …125 単位 ② 常勤専従・経験5年未満 …101 単位 ③ 常勤換算・経験5年以上 …82 単位 ④ 常勤換算・経験5年未満 …71 単位 ⑤ その他の従業員を配置… 60 単位	左記の1割	児童指導員を2名以上配置、かつ児童指導員等を1名以上配置することで加算されます。
福祉専門職員配置等加算	6 単位	左記の1割	福祉の資格を持った職員や常勤職員が配置されている場合に加算されます。

イ 利用ごとに毎回特定児童だけ加算されるもの

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
強度行動障害児支援加算（I）	200 単位	左記の1割	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し該当計画に基づき支援を行っ

			た場合に加算されます。
個別サポート加算 I	① …90 単位 ② …125 単位	左記の 1 割	① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合に加算されます。 ② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害養成研修（基礎研修）修了者を配置し、支援を行った場合、または著しく重度の障害児に対して支援を行った場合に加算されます。
個別サポート加算 II	150 単位	左記の 1 割	要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援状況等を 6 ヶ月に 1 回以上共有）し支援を行った場合に加算されます。
個別サポート加算 III	70 単位	左記の 1 割	不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合に加算されます。

ウ 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
利用者負担上限額 管理加算	150 単位/月	左記の 1 割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠席時対応加算 I	94 単位	左記の 1 割	利用予定日を体調不良などを理由にキャンセルした場合に加算されます。月 4 回まで算定されます。
欠席時対応加算 II	94 単位	左記の 1 割	利用時間が 30 分未満の場合に加算されます。（急な体調不良によりすぐ帰宅した場合など） 令和 3 年度の報酬改定により新設されました。月 4 回まで算定されます。
家族支援加算（I）	・ 居宅を訪問 1 時間未満：200 単位/回 1 時間以上：300 単位/回 ・ 事業所等で対面 100 単位/回 ・ オンライン 80 単位/回	左記の 1 割	放課後等デイサービスを利用する児童の家族に対して、放課後等デイサービスの従業者が居宅を訪問して、育成をサポートするための相談支援を行うことを評価する加算です。 （月 2 回を限度）
家族支援加算（II）	事業所等で対面 100 単位/回 ・ オンライン 80 単位/回	左記の 1 割	放課後等デイサービスのスタッフが家族に対して、グループでの相談援助を行うことを評価する加算です。 （月 4 回を限度）
子育てサポート加算	80 単位	左記の 1 割	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に算定できる加算です。 （月 4 回を限度）

通所自立支援加算	60 単位	左記の 1 割	学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定できる加算です。
関係機関連携加算 (Ⅰ)	250 単位	左記の 1 割	保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に算定できる加算です。 (月 1 回を限度)
関係機関連携加算 (Ⅱ)	200 単位	左記の 1 割	保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合に算定できる加算です。 (月 1 回を限度)
関係機関連携加算 (Ⅲ)	150 単位	左記の 1 割	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に算定できる加算です。 (月 1 回を限度)
関係機関連携加算 (Ⅳ)	200 単位	左記の 1 割	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合に算定できる加算です。 (月 1 回を限度)
事業所間連携加算 (Ⅰ)	500 単位	左記の 1 割	コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に算定できる加算です。
事業所間連携加算 (Ⅱ)	150 単位	左記の 1 割	事業所間連携加算 (Ⅰ) の要件の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に算定できる加算です。
送 迎 加 算	54 単位/片道	左記の 1 割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
延長時支援加算	(1)30 分以上 1 時間未満 61 単位 (2)1 時間以上 2 時間未満 92 単位 (3)2 時 間 以 上 123 単位	左記の 1 割	運営規定に定められた営業時間 (8 時間以上場合に限り) を超えてサービスを利用した場合、1 日につき加算されます。
ベースアップ等支援 加算 I	所定単位数 2.0%/月	左記の 1 割	令和 4 年 10 月の介護報酬改定 (臨時改定) を経て創設される新たな加算です。介護職員に対して 3%程度 (月額 9,000 円相当) 引き上げるための措置という意味合いが強く、介護職員以外の職種にも配分することが可能な加算です。

※事業所間連携加算について…セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行ったに算定できる加算です。

エ その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

※上記単位×10円 ※就労継続支援B型は、障害福祉サービスの利用を行う際に必要な個別支援計画書に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。個別支援計画作成後、3ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める金額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等給付費については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。